第 65 回 懸 賞 論 文　募 集 要 項（法律の部）

2023年 6 月

公益財団法人　みずほ学術振興財団
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 1 号
丸の内センタービルディング 2 階
電　話 03（5220）5764

論　　題（下記のうち 1 題を選定のこと）

○**「担保法の改正」**（民法）

民法の各分野における改正が続いているが、担保法の分野についても、現在、法制審議会担保法制部会において、動産・債権を目的とする担保を中心として、改正のための議論が進んでいる。譲渡担保、所有権留保といった非典型担保に関する規律の明文化が中心だが、それに尽きない可能性もある。また、典型担保や不動産を目的とする非典型担保についても、現代化の必要性は否定できない。

そこで、広く担保法に関する立法論を展開してほしい。もちろん、現在、検討が行われている分野でもよいが、そこに限られない。担保については、執行・倒産といった局面での処遇が重要になる。さらに、担保目的財産に注目するときは、会社法や知的財産法にも関係するし、デジタル資産など、その実体法的な規律が不分明なものを担保目的とする際の問題もある。したがって、民法に限らず、執行法・担保法、さらにはそれ以外の法分野の立法論について検討することも歓迎される。あるいは、立法論の内容だけではなく、目的・原因や方法に着目して、それらを分析してもよい。

現在の解釈論に縛られるのではなく、自由な視点からの論述を期待したい。

○**「AIと私法」**（民商共通）

AI（Artificial Intelligence：人工知能）について確立した定義はないが、膨大なデータからディープラーニングをして人間の思考プロセスと同じような形で動作し、ある判断または判断を補助するプログラムまたは情報処理技術などと説明される。AIは、自動運転車、接客ロボット、製品の瑕疵や不公正な取引を発見するためのシステム、金融商品・サービスについて診断・助言するロボアドバイザー、プロファイリングと保険リスクの算定、高度な医療機器や医療技術、さらには農林漁業など、幅広い分野で利用されており、今後加速度的に広がるであろう。2022年に米国のOpenAI社が公開した大規模な自然言語処理のための人工知能型チャットボットであるChatGPTは、急速に普及しており、法規制のあり方を含む様々な議論をグローバルなレベルで引き起こしている。

例えば、自動運転車が事故を起こした場合の民事責任は現行の私法の下では、どのように解されるのか、AIによる医療支援に基づく医師の判断に誤りがあった場合の民事責任、AIを組み込んだ商品やサービスについて製造物責任法の適用はあるのかといった解釈論上の論点がある。AIが生成したコンテンツの法的性質やAI自身が例えば著作権者となり得るかといった問題もある。AIにインプットされる情報に関し、プライバシー権との関係や、クレジットスコアリングを始めとするAIを用いた評価や判断についても、その適法性や不法行為の成否といった論点があろう。

また、AIと私法に関する立法論・制度論を展開してもよい。たとえば、自動運転車が発生させた損害に係る民事責任や、AIの法主体性や法人格について議論することなどが考えられよう。

個別の論点のほか、そもそも、AIについて私法がどこまで介入すべきか、できるのかという議論があり、いわゆるソフトローやガバナンスによる非法的な規律付けと私法との役割分担について議論することも考えられよう。また、AIへの法人格付与の可能性を通じて法人とは何かを論ずるなど、民商法の基本概念を問い直すという方向での議論もありうる。

AIに係る私法上の論点や視角を設定し、解釈論と立法論を峻別した上で、自由に論じて欲しい。

○**「取締役の責任」**（商法）

近年、著名な上場会社の取締役の責任の追及を目的とする訴訟の提起や判決が相次いでいる。上場会社が引き起こした事件や不祥事に関与した取締役の責任が追及されることは一見すると当然のことのように思われるが、取締役の責任に関する法制度には検討すべき課題が存在するように思われる。

たとえば、近年の上場会社のコーポレートガバナンス改革では、社外・独立取締役の選任やダイバーシティの促進など取締役会の構成に関するものに加えて、資本コストを意識した上で、会社を取り巻く状況の変化に応じて事業ポートフォリオの組み替えを積極的に行うなど取締役会に期待される役割の高度化も無視できない。上場会社が株主以外のステークホルダーの利益を尊重することに対する期待が社会一般だけではなく一部の機関投資家の中で高まっていることを踏まえると、取締役会による判断が必要となる課題も複雑化している。取締役の責任に関する法制度は、取締役・取締役会が法や社会が期待する役割を果たすことを促すような仕組みでなければならない。現在の取締役の責任に関する法制度が、前述したような取締役・取締役会の役割の変化に上手く対応できているのか確認する必要があろう。

具体的な課題としては、取締役の責任に関する著名な判決が出された当時と現在の状況を比較して、判例法理や現在の下級審裁判例の傾向を明らかにした上でそれらを批判的に分析することや、取締役がコーポレートガバナンス・コードや各種のガイドラインにおいて期待されている役割を果たすために必要な権限が会社法によって付与されているのかを検討すること等が考えられよう。また、株主代表訴訟については昭和25年商法改正によって導入されて以来、基本的な構造は変わっていない。上場会社の取締役に期待される役割の高度化・複雑化などを踏まえて、株主代表訴訟制度の役割を再確認・再検討することも候補に値する。

○**「自由論題」**（民法・商法、応募資格：学生限定）

学生（大学の学部学生）に限り、民法・商法の分野、さらには、それらにまたがる分野について、論題を自由に定めて応募することを認める。学生には、広く社会的な問題に関心を持ち、様々な社会現象を観察して法的な問題を抽出する能力、また、現在の社会状況を踏まえつつ既存の問題を新たな観点から見直す能力を養ってもらいたいと考えたためである。したがって、自由論題に関しては、検討課題が適切に設定されているか否かも評価の対象となる。大学のゼミなどを通じて勉強した課題をまとめたものでもよい。積極的な応募を期待する。

審 査 委 員

委員長　学習院大学　教　授　大　村　敦　志　　委　員　専修大学　教　授　道垣内　弘　人
委　員　学習院大学　教　授　神　作　裕　之　　委　員　東京大学　教　授　加　藤　貴　仁

審査委員から応募者への希望事項

審査委員は上記応募資格 3 グループそれぞれに対し大体次のことを希望する。
⑴〔学生〕は、講義で学んだことのほか参考文献を勉強した上で、自分なりの考え方をまとめること。
⑵〔社会人〕は、実務上の問題点などを法律的に検討し、その解決の方向を具体的に示すこと。
⑶〔研究者等〕は、学説及び判例のほか立法例なども研究した上で、できるだけ独自の見解を打ち出すこと。

学術奨励金

後記の応募資格別に審査し、各組毎の入選者に次の学術奨励金を進呈する。但し入選者の人員は適宜増減することがある。また抜群の論文に対しては特賞を設けることがある。

1　等　　５０万円（１名）　　2　等　　３０万円（１名）
3　等　　１５万円（１名）　　佳　作　　７万円（２名以内）

※裏面に続く

「みずほ学術振興財団」は、元日本興業銀行総裁 故河上弘一氏を記念して、1957年に「河上記念財団」として設立され、2013年 4 月に公益財団法人に移行いたしました。
当財団は、青年層に対する学術研究の奨励を目的とし、研究助成金の交付、懸賞論文の募集などの事業を行っています。

応 募 要 項

1．応募資格　応募は個人に限るものとし、共同執筆は受け付けない。

⑴　学生……大学の学部学生

⑵　社会人

⑶　研究者等……法律、政治、経済系の大学院生（法科大学院生を含む）、助手、助教、司法研修の修習生、法曹など法律を研究する方（大学講師以上は除く）

年齢制限……35歳以下（2023年９月末現在、即ち1987年10月１日以降生まれの方）

2．原稿枚数　Ａ４判用紙（36字×30行）**要旨１ページ、本文12ページ以上15ページ以内**（目次、注記、参考文献等を含む）

3．締 切 日　**2024年１月９日必着**

4．審査決定　2024年４月中旬。審査結果については応募者に個別に通知する。

5．提出方法・提出先

⑴　フォーマットの入手

・提出用のフォーマット⒜ ⒝を以下いずれかの方法で入手する。

⒜応募者票（EXCEL）、⒝要旨、本文用フォーマット（WORD）

→一般法人・公益法人等情報公開共同サイトの「みずほ学術振興財団」ページにアクセスしてダウンロードする。（URL：http://www.disclo-koeki.org/02b/00475/index.html）

→当財団のメールアドレス宛て（mhgaku@outlook.com）メールにて依頼する。

⑵　⒜応募者票（EXCEL）及び ⒝要旨、本文等（WORD）２つのファイルの提出

・⒜応募者票（EXCEL）　：応募者票下部の留意事項等に従って、基本的に全項目入力する。

・⒝要旨、本文等（WORD）　：①・②は上記⑴⒝フォーマットを使用する。

①要旨Ａ４判（36字×30行）　：１ページ（800字以内）、１行目に論題名を明記

②本文Ａ４判（36字×30行）　：②・③合わせて12ページ以上15ページ以内

③目次、注記・参考文献等Ａ４判　：目次を除き末尾に纏める

→統計、グラフ、モデル、文章などを作成、引用する場合には出所等を明記する

→①～③には一連のページ番号を付し（最大16ページ）、一つのWORDファイルとする

→③も必ずWORDファイルとすること（EXCEL表やグラフなどは張り付ける等）

・当財団メールアドレス宛てに⒜⒝ **２つのファイル**を添付してメール送信する。

→メールのタイトルは「第65回懸賞論文（法律の部）氏名」とし、⒜⒝２つのファイルに同じパスワードを付ける。パスワードは同じメールタイトルで、別メールとして送信する。

当財団のメールアドレス：mhgaku@outlook.com

・メール受領後、当財団から受領済みメールを返信する。

6．応募原稿は日本語によるものとし、未発表のものに限る。また、論文中（本文要旨を含む）に、応募者自身の個人情報が明らかになるような記述は厳禁とする。

7．論文は、自らが思考、データ収集、分析、検討等を行い記載するものである。したがって、ChatGPTなどの生成AIを用いる場合には、そのような作業を補助するためのみに使用すること。何らかの理由で、ChatGPTなどの生成AIを使用[*1]した場合は、使用が必要であった理由を注記し、使用して記載した文章等がわかるように明示[*2]すること。

使用[*1]：AIが生成した文章等を直接引用した場合だけでなく、文章等を組み替えた場合、表現を変更した場合、AIが生成した文章等の文意を変更しない場合、変更した場合のいずれのものも含む。

明示[*2]：明示方法を記載の上で明示する。（例：『　　』で括る、アンダーラインを引く等）

8．投稿にあたっては、著作権法等に関して問題となるおそれがないよう十分留意すること。

9．応募要項の各要件を満たさない場合は、審査の対象外となることがあるので留意すること。

10．そ の 他

入選論文は印刷物、インターネット等により公開されることがある。また、その著作権は当財団に帰属する。

以上